

令和7年度 神奈川県県土整備局における総合評価方式に関する運用ガイドライン 〔建設工事編〕、〔工事系委託業務編〕の改定概要

※令和7年度の主な改定内容を記載しています。

改定内容の詳細は、各ガイドラインを必ずご確認ください。

【主な改定内容】

○ 評価項目の廃止・新設・変更

1 「週休2日制確保モデル工事の履行実績」の廃止〔建設工事編〕

令和6年度から、原則全ての工事を発注者指定型で発注しており、ほとんどの工事で週休2日を達成していることから、令和7年度から評価項目を廃止することとした。

2 「新卒者（技術職）の雇用実績」の変更〔建設工事編〕

これまでは、過去3年間に建設業に関する指定学科を卒業した「新卒者（技術職）」1人以上の雇用があれば評価してきた（選択項目：1点）。

令和7年度から、過去3年間に指定学科を卒業した「新卒者（技術職）」を雇用した場合（1点）」に加え、「指定学科以外を卒業した新卒者を雇用した場合（0.5点）」も評価することとした。

3 「災害協定に基づく活動実績」の新設〔工事系委託業務編〕

工事の評価項目では県と災害協定を締結し、実際に出動する体制を取る企業を評価している一方で、工事系委託業務にはこれまで災害協定を評価する評価項目はなく、案件により自由設定項目で設定していた。

令和7年度から、総合評価方式の評価項目に「災害協定に基づく活動実績（選択項目：1点）」を新設した。

○その他の改定

4 入札参加者が提出する資料の押印廃止〔建設工事編〕、〔工事系委託業務編〕

入札参加者が提出する様式等のうち、以下の様式等は、これまで押印を求めていたが、事務手続きの負担軽減のため、押印を廃止した。

ただし、①、②については、「責任者名」、「担当者名」及び「連絡先」の記載があれば押印を省略できるものとし、押印を省略したにもかかわらず、①に「責任者名」、「担当者名」及び「連絡先」の記載が無い場合は、従前の押印が無かった場合と同様、技術資料を無効とすることとした。

【押印を廃止する様式等】

- ①自己評価点申請書
- ②契約内容の履行に関する調査の様式1～4
- ③工事の評価項目の添付書類（実施工程表）